



整骨院やスポーツジムなどの回数券の購入には注意しましょう！

相談事例

【相談事例1】

腰痛のため整骨院に行った。定期的なメンテナンスが必要と言われ、施術料が半額になる18回5万円の回数券を勧められ購入した。しかし翌日腰痛がひどくなり整形外科を受診したところ、医師に整骨院の通院を止められた。整骨院に事情を説明し解約を申し出たが、返金には応じられないと言われた。

【相談事例2】

スポーツジムの利用にあたり11枚綴り2万円の回数券を購入していた。持病の腰痛のためしばらく通えなくなったので、残り5回分の払い戻しをジムに要請したが、「返金はいできない」と言われた。回数券購入時には返金に関する説明はなかった。未使用分を返金してほしい。

【相談事例3】

マッサージ店で20回分の回数券を買った。その後、高齢の父の介護で長期帰省することになったので、未使用分の回数券を払い戻してもらおうとしたが、社内規定により払い戻しできないと言われた。

助言



【トラブル防止対策ポイント】

整骨院、整体院、マッサージ店やスポーツジムなどで、継続的に通う必要がある人に割安になる回数券の購入契約を勧めるケースがありますが、未使用分が返金されないという解約等に関する相談が増えています。

回数券の利用方法・払い戻し等については、原則各事業者が定めた約款等に従うことになります。利用には条件があったり、中途解約ができなかったり、未使用でも払い戻されない場合があります。また、万が一事業者が閉店や倒産した場合でも、払い戻しを受けられるとは限りません。

回数券は「割安になる」「特典が付く」などお得感がありますが、健康状態や引っ越し等先々通うことが困難になる可能性がないとは限らないため、お得なだけで契約すると思わぬトラブルに合うこともあります。

回数券の購入を勧められた時には、回数券で施術を利用する際の条件や解約の条件等をよく確認し、その場で契約することはさけ、慎重に検討するようにしましょう。

契約トラブルにあった際には、早めに消費生活センターに相談しましょう。